

東日本大震災からの復旧・復興に関する重点提言

東日本大震災からのすみやかな復旧・復興を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 復旧・復興事業の実態に即した財政支援等について

- (1) 平成 28 年度以降の復興予算の枠組の策定にあたっては、被災自治体の復興に支障が生じることのないよう、万全な財政措置を講じること。
- (2) 東日本大震災復興交付金の採択基準を緩和するなど、必要な事業に柔軟に対応できる真に自由度の高いものとする。
- (3) 震災発生から時間が経過するにつれて、各支援自治体では職員等派遣が困難となる状況が見受けられることから、被災市町村への職員等派遣について必要な措置を講じること。
- (4) 避難先における十分な支援を継続するため、避難者受入市町村の負担が生じないように、十分な財政措置を講じること。
- (5) 被災地における普通交付税の合併算定替え適用期間について、「東日本大震災による被害を受けた合併市町村に係る地方債の特例に関する法律の一部を改正する法律」により延長が可能となる期間まで特例措置を延長すること。
- (6) 固定資産税及び都市計画税の減免措置を実施する被災自治体に対して、減収分への財政措置を講じること。
- (7) 東日本大震災特別家賃低減化事業については、建物管理開始から 10 年間でされているが、低所得者の生活の維持のため、更なる支援延長を講じること。

また、6 年目以降は家賃補助が減少し地方の負担割合が増えることから、6 年目以降も負担割合を据え置くこと。

- (8) 災害援護資金貸付制度において、各自治体が当該貸付金に係る債権を免除又は放棄することが適当であると判断する場合には、国においても自治体への債権を免除する規定を整備するとともに、償還免除要件として示されている無資力要件に生活保護受給者も含めること。

また、自治体個々の取組みには限界があるため、国において債権回収機

構等を設置し、専門的かつ専属的に債権回収を実施すること。

- (9) 市街地液状化対策事業については、期間延長するとともに、事業損失補償等も補助対象とすること。
- (10) 復旧・復興に係る公共事業については、十分な予算を確保すること。

2. 被災者の生活再建支援等について

- (1) プレハブ仮設住宅建設用地等の貸借期間の終了に伴う返還や災害公営住宅整備の進展等に伴うプレハブ仮設住宅団地の集約など、仮設住宅入居者の責めに帰さない事由により仮設住宅間の転居が生じる場合、必要かつ十分な財政措置を講じること。
- (2) 他自治体からの避難者のみが残るプレハブ仮設住宅等に入居する被災者に対しては、借上げ民間賃貸住宅への転居を認めるよう運用を見直すこと。
- (3) 震災以降の心のケアが必要な児童生徒に対し、よりきめ細かな教育を実現し、豊かな教育環境を整備するため、弾力的な学級編制ができるよう復興加配教員等の継続した配置を図るとともに、養護教諭や栄養教諭も含めた加配の充実を図ること。
- (4) 被災児童生徒就学支援等事業交付金により実施されている通学補助制度について、被災者の生活再建が完了するまで継続すること。
- (5) 生活再建に向けた各種支援施策を、被災自治体や被災者を支援する団体等が継続的、安定的に実施できるよう、「地域支え合い体制づくり事業」をはじめ、必要かつ十分な財政支援を長期的に行うこと。
- (6) 介護保険制度について
 - ① 被災地の保険者が震災の影響による保険財政の逼迫を招くことなく、円滑かつ健全な制度運営ができるよう、一層の財政措置を講じること。
 - ② 被災者の生活再建を支援する介護保険の利用者負担等の減免措置について、国の責任において全額財政措置を講じるとともに、平成 24 年 10 月以降の都市自治体負担分についても遡及して全額補填を実施すること。
- (7) 国民健康保険制度等について
 - ① 被災地の保険者が震災の影響による保険財政の逼迫を招くことなく、円滑かつ健全な制度運営ができるよう、必要かつ十分な財政措置を講じること。
 - ② 被災者の生活再建を支援する国民健康保険及び後期高齢者医療制度の

一部負担金等免除措置について、国の責任において全額財政支援措置を講じるとともに、平成 24 年 10 月以降の自治体負担分についても遡及して全額補填を実施すること。

- (8) 被災した医療機関の早期再建や医師・看護師確保対策等、抜本的な医療環境の改善策及び財政支援措置を講じること。
- (9) 被災者生活再建支援金について、被災地の実態に鑑み、上限額や適用範囲の拡大等、総合的な制度の見直しを図ること。
- (10) 農業相続人に課せられる農地等の相続税について、復興事業を早期に進めるため、一定の条件下で猶予される相続税の免除要件を緩和する措置を講じること。

3. 地域産業の復興・再生について

- (1) 被災地域の賑わいを取り戻し、地域の再活性化を図るため、復興に向け都市自治体が独自に実施する取組について、必要な財政措置を講じること。
- (2) 東日本大震災復興特別区域法に基づく税制の特例措置の期間の延長を図ること。
- (3) 被災地域の経済の活性化を図るため、産業用地の整備等については、平成 28 年度以降も復興交付金の対象とするなど、支援策の拡充や財政措置を講じること。

また、復興特区支援利子補給金については、対象業種の拡充や対象要件を緩和するなど、被災地域の産業の復興・再生に必要な施策を充実すること。

- (4) 防災集団移転促進事業における全ての土地の買取りや土地購入後の活用等について、弾力的に運用するとともに、必要な財政措置を講じること。
- (5) 津波・原子力災害被災地域雇用創出企業立地補助金について、申請期間及び運用期間を延長するとともに、対象業種を拡大すること。
- (6) 震災等対応雇用支援事業及び事業復興型雇用創出事業について、財政措置を拡充すること。

また、震災等対応雇用支援事業に係る雇用期間を延長するとともに、対象地域を拡大すること。

- (7) 地域で働く意識醸成やU J I ターン促進に向けた取組み、新規就業者に係る研修等に対する制度の構築・拡充など、若者等の地元定着を図るため

の支援策を講じること。

- (8) 新たな企業誘致や雇用機会創出を図るため、被災者雇用開発助成金等の助成制度について、支給要件緩和や支給額の増額など、支援内容の充実を図ること。

さらに、県域を越えた雇用確保対策など、被災地域内の企業への就労を促す新たな施策を講じること。

- (9) 被災地の労働力不足を解消するため、高齢者及び女性の雇用機会の拡充をはじめ、労働者受入れに向けた支援策の拡充や、建設業、運輸業、小売・サービス業及び製造業等の労働力確保対策を講じること。
- (10) 東日本大震災被災地域において、復旧・復興対策が確実に実施されるよう必要な予算を確保するとともに、地域農業の再生や経営再開に向けた取組をより一層支援すること。

4. 公共施設等の復旧支援について

- (1) 公立学校施設等の耐震化事業に対する国庫負担率の嵩上げ措置について、全国画一に終了するのではなく、被災地域の実情に応じて期間を延長すること。また、I s 値 0.3 以上 0.7 未満の施設も地震による倒壊の危険性があることから、I s 値要件を撤廃し、I s 値 0.3 未満の施設と同等にすること。
- (2) 被災した農業集落排水施設の撤去費用や滅失した施設に対する財政措置を講じること。
- (3) 湾口防波堤及び防潮堤等の海岸保全施設等の復旧・復興について、必要な財政措置を講じるとともに、早期復興を実現すること。
- (4) 大型船に対応した大水深の耐震強化岸壁を早期に整備するとともに、港湾背後への産業集積等、港湾機能を拡大すること。
- (5) 被災地域の産業復興、安全・安心なまちづくりを推進するため、復興道路・復興支援道路等の道路網について、事業完了までの財源を確保した上で、早期に整備すること。
- (6) 地域公共交通確保維持改善事業については、事業の運用を見直し、対象要件を拡充するとともに、被災地における幹線路線バスの特例措置を平成 28 年度以降も継続すること。
- (7) 鉄道の早期復旧が図られるよう、鉄道事業者に対する支援措置を講じる

とともに、鉄道復旧事業について財政措置を講じること。

- (8) 東日本大震災に係る地域産業の復興・再生を進めるため、鉄道の早期復旧が図られるよう、鉄道事業者に対する支援策を拡充するとともに、必要な財政措置を講じること。

また、鉄道復旧までの代替交通を確保するため、必要な支援策を講じること。

- (9) 消防防災施設・設備等の復旧に関し、消防防災施設・設備災害復旧費補助金及び地方交付税措置等、長期的な財政措置を講じること。

- (10) 慰霊・追悼の場の整備に関する復興交付金事業について、要件を緩和すること。

東京電力福島第一原子力発電所事故への対応と 原子力安全・防災対策に関する重点提言

東京電力福島第一原子力発電所事故の早期収束と完全な賠償、そして放射性物質による国民・住民生活に対する影響への対応、原子力安全・防災対策の充実、汚染水対策の着実な推進、さらには、中・長期的なエネルギー政策の構築等、下記事項について国の責任と財政負担により、万全の措置を講じられたい。

1. 東京電力福島第一原子力発電所事故への対応

(1) 原発事故に関する対応への財政措置等

- ① 福島再生加速化交付金については、対象事業及び対象地域を拡充すること。
- ② 原発事故に伴い大幅減収となった固定資産税や都市計画税など、税収の減収分について財政措置を講じること。
- ③ 津波・原子力災害被災地域雇用創出企業立地補助金の実施期間を延長するとともに、対象業種を拡充すること。

(2) 放射性物質の除染対策

- ① 放射性物質汚染廃棄物の管理・中間処理・最終処分などの処理のプロセス及び中間貯蔵施設・最終処分場の設置等について、国が主体的に責任を持って住民に説明し、その推進を図ること。
また、基準を超える廃棄物の処理及び必要な施設の設置について、国が迅速に責任を持って対応するとともに、基準値内の汚染廃棄物についても、指定廃棄物と一体的な処理を行うこと。
- ② 除去土壌等の輸送に当たっては、関係機関と連携し、地域の実情に応じた道路改良や補修など必要な道路・交通対策を実施すること。
- ③ 農林業系汚染廃棄物については、処理加速化事業を継続するとともに、技術的支援などにより、その廃棄物処理が終了するまで支援すること。
また、これらの減容化施設については、国と県が連携し、必要性や安全性に関する説明を行い、計画地域の理解を得ること。
- ④ 地域の除染を迅速に進めるため、除染方法等に関する協議を簡素化し、除染実施者である市町村が、現場の状況に応じた除染方法や手順を速や

かかつ柔軟に選択することができるよう運用を見直し、除染に係る経費の対象範囲を拡充すること。

また、除染経費について実態に即した標準単価を設定するとともに、国が全額を負担すること。

- ⑤ 効果が低かった場合や再汚染した場合など、繰り返し除染を実施した場合の経費についても財政措置を講じるとともに、対応策を確立すること。
- ⑥ 新たな除染手法・技術について、検証結果を踏まえ、より有効な手法を積極的に採用するなど、随時「除染関係ガイドライン」を見直すとともに、国の費用負担とすること。
- ⑦ 都市自治体が必要と認めるホットスポット対策について財政措置を講じること。
- ⑧ 河川・湖沼・森林等における除染については、実効性の高い除染技術を確立するとともに、必要な財政措置を講じること。
- ⑨ 道路除染に関する側溝の汚泥処理については、実情に応じた財政措置を講じること。
- ⑩ 畜産の堆肥については、基準値（400Bq/kg）を超えるため使用できない堆肥の適切な処理方法を明示すること。
- ⑪ 果樹の放射性物質対策である改植事業については、表土除染と一体的に行うこと。
- ⑫ 大規模事業所（ゴルフ場等）に係る除染について具体的な手法を確立するとともに、国の責任において除染すること。

（3）廃炉・汚染水対策

福島第一原子力発電所の汚染水対策については、国が主体的に取り組み、実効性のある地下水対策、汚染水流出阻止及び風評被害防止に関する措置を可及的速やかに実施すること。

また、廃炉対策については、事業者作業を任せることなく国が前面に立ち、国内外からの英知を結集し、安全かつ確実に行うこと。

（4）原発事故に伴う損害賠償の適正な実施及び迅速化

- ① 原発事故に伴う損害賠償請求に対し、完全賠償するよう東京電力に対

し強く指導すること。

- ② 放射性物質影響対策に自治体が要した費用の賠償請求に対し、迅速に支払いに応じるよう東京電力に対し強く指導すること。
- ③ 原子力損害賠償紛争解決センターが行っている和解仲介等のこれまでの事例を基に、原子力損害賠償紛争審査会の中間指針の賠償基準を明確にすること。
- ④ 商工業等に係る営業損害賠償については、被害者が今なお原発事故により受けた困難に直面していることを踏まえ、原子力損害賠償審査会が示した「中間指針第二次追補」に明示されているとおり、事業者等が従来と同様の営業活動を営むことが可能となる日まで賠償を継続するよう東京電力に対し強く指導すること。
- ⑤ 住民や企業等が自ら行った放射性物質検査費用及び除染費用については、全額賠償するよう東京電力に対し強く指導すること。
- ⑥ 住民が放射能による不安や精神的苦痛を抱えたまま生活を余儀なくされている現状を受け止め、平成 24 年 9 月以降の精神的損害に対して、迅速かつ誠実に賠償がなされるよう、東京電力に対して強く指導すること。
- ⑦ 被災者に対する総合的かつ継続的な相談体制の確保を図るため、国及び東京電力が主体となり、各種窓口を一元化するとともに、総合的な判断ができる総括責任者を常駐させること。
- ⑧ 旧屋内退避区域と旧緊急時避難準備区域における避難指示区域解除後の賠償期間の公平な取扱いを行うとともに、旧屋内退避区域に係る財物賠償について速やかに対応すること。

(5) 食品等の安全確保対策への支援

- ① 米の全量全袋検査に要する経費については、引き続き震災復興特別交付税により措置するなど十分な財政措置を講じること。
- ② モニタリング体制の維持・充実を図りながら、農林水産物等に係る放射性物質検査体制の充実や積極的な P R など地域と連携した取組を推進するとともに、高性能非破壊検査機の導入など放射性物質検査に要する全ての経費に対して財政措置を講じること。

また、住民の食品に対する不安を払拭するため、国の責任において、

きめ細かな説明を住民に対して行うこと。

- ③ 山菜・野生きのこ類の出荷が可能となるよう、具体の取組について指導支援すること。さらに、科学的知見をもって、放射性セシウムの移行メカニズムを明らかにし、出荷の見通しを立てられるようにすること。
- ④ カリ肥料等放射性物質吸収抑制資材の散布については、資材及び個別農家の散布に係る経費等に対する財政措置を講じること。

(6) 医師確保対策等

- ① 不足する医師・看護師等の医療スタッフ及び障がい者支援施設・介護保険施設スタッフを配置するとともに、人手不足が深刻化している医療従事者の確保については、国の施策により早急に対策を講じること。
また、私的病院の医療体制の確保を図るため、所要の財政措置を講じること。
- ② 医療機関の甲状腺検査に関する人材育成、機器整備等に対する支援を行うこと。

(7) 住民の健康確保

- ① 全国に避難している住民も含めた内部被ばく検査環境の整備を早急に進めるとともに、内部被ばく・外部被ばく検査に係る経費及び長期的な健康管理に要する全ての費用について財政措置を講じること。
また、これら対策の実現に当たっては、関係自治体への説明及び意見交換を早急に行うこと。
- ② 「子ども被災者支援法」の基本方針において定められた支援施策の推進については、避難先における就労支援など、避難者の意見を十分に踏まえ行うこと。
また、同方針における支援対象地域、準支援対象地域については、同法に定める一定基準以上の放射線量が計測された地域の基準を、合理的に説明できるものにする事。
- ③ 被災地における子育て環境を整備するとともに、子どもたちの発達段階ごとに生じる疾患に対する医療と研究を推進し、長期的な健康管理体制を確保するため、病院施設・研究所・健康増進センター等の機能を複合化した総合小児医療センターを整備すること。

また、学校での体系的な放射線教育の実施や児童、保護者及び教職員に対する心と体のケアについて、専門職員の配置及び財政措置を講じること。

- ④ 甲状腺検査について、検査結果の客観的妥当性を確保する必要があることから、全国規模の詳細な比較調査を実施すること。
- ⑤ 全国民に対し、放射能及びその健康に及ぼす影響に関する正しい知識を啓発すること。
- ⑥ 原発事故に起因する病気の早期発見のため、特定健康診査及びがん検診などの健康管理を拡充し、年齢にかかわらず全ての住民に速やかに健康診断を実施できるよう実施体制の整備・支援、市町村や各保険者に対する支援・財政負担の軽減を図ること。
- ⑦ 安定ヨウ素剤の配備及び服用方法について、事故検証を踏まえ、実効性のある対策の明確な方針を示し、都市自治体の取組に対し積極的に協力すること。

また、服用に係る免責制度や患者の補償制度を創設すること。

(8) 自主避難者等に対する生活再建支援

仮設住宅に入居している高齢者に対する介護施設整備等、介護サービスの提供について十分な対策を講じること。

(9) 風評被害対策及び産業の流出防止対策の充実

- ① 海外諸国における日本産食品の輸入規制強化や産地証明義務付けについては、被災地において放射性物質基準を超える農林水産物・食品が市場に流通することがないように万全の対策が講じられていることを踏まえ、科学的根拠のない規制措置を即時撤回するよう、国の責任において働きかけること。
- ② 農林水産物など各分野の風評被害の解消については、地方消費者行政活性化交付金による長期的な支援など、今後も十分な財政措置を講じること。
- ③ 風評被害払拭のため、広報等に対する支援、国内外からの観光誘客や大規模な国際会議等の開催・誘致等幅広い施策を講じること。
- ④ 被災地においては、風評被害も含めあらゆる分野において厳しい状況

が続いていることから、地域経済の活性化と安定した雇用の創出を図るため、企業誘致に繋がる施策に対し、支援体制の充実強化や必要な財政措置を講じること。

さらに、被災地域の経済を支える既存企業に対しても、同様の措置を講じること。

- ⑤ 観光誘客を推進するため、観光地の整備をはじめ各種施策等に要する費用について、財政措置を講じること。
- ⑥ ほだ場の除染によって発生する落葉層の処理を迅速に行い、しいたけ生産サイクルの回復と経営再建のための支援制度を創設すること。
- ⑦ 被災地における鳥獣被害防止対策については、広域的な観点から国の主導のもと、施策を推進すること。
- ⑧ 国内外の産学連携と関連産業等の集積を促進するため、国の主導のもと、具体的な制度・事業・推進体制を早期に構築するとともに、中長期的な財源確保を図ること。

2. 原子力安全・防災対策の充実

(1) 原発事故の徹底した検証に基づく原子力発電所等の安全性の確保

- ① 福島第一原子力発電所事故の徹底した検証に基づき、いかなる場合においても原子力発電所の安全が確保できるよう万全の対策を講じるとともに、新規制基準に基づく適合評価については、厳格なる審査の下、結果を分かりやすく説明すること。

また、新規制基準については、不断の改善に必要な科学的知見の整備・蓄積を行い、更なる高度化を図ること。

- ② 使用済燃料対策については、問題解決に向け、国が前面に立って取り組むこと。

(2) 原子力防災体制の充実強化

- ① 原子力関係施設に対する地震・津波対策など新規制基準を厳格に適用することはもとより、原子力防災対策については、UPZ圏にとらわれることなく、関係自治体等の意見を積極的に取り入れ、原子力災害対策指針等の不断の見直しに努めるなど、その充実を図ること。

また、原子力発電所に関する情報提供と説明責任を果たし、周辺住民

や自治体の不安解消に努めること。

- ② 地域防災計画及び避難計画については、その実効性を高めるため、国は、原子力防災対策指針における未解決課題の方針を示すとともに、住民等の広域避難など都市自治体だけでは解決が困難な課題について、国・県等が連携して支援すること。

さらに、原子力防災対策の拡充強化に伴う財源を確実に措置し、速やかな事業実施に配慮すること。

- ③ 大気、海水、農地、農水産物などに対するモニタリングを継続的に実施し、その安全性についての的確な情報を迅速に発信するとともに、モニタリングポスト等必要な資機材に係る経費について、十分な財政措置を講じること。
- ④ 原子力発電所に近接する都市自治体等においては、今後の原子力防災対策に多大な経費が必要になることから、適切な財政措置を講じること。
- ⑤ 原子力発電施設等緊急時安全対策交付金については、都市自治体の実態に十分配慮すること。
- ⑥ 原子力施設の安全確保及び防災対策上における「安全協定」の位置付けを明確にすること。
- ⑦ 国は、安全規制に携わる人材の増強と育成を行い、現場における規制体制の強化を図ること。
- ⑧ 地域防災力の向上を図るため、都市自治体における原子力防災に携わる関係者の対応能力の向上、原子力防災教育の充実及び避難訓練等の企画・実施を支援すること。

3. 中長期的なエネルギー政策

- (1) 地球環境の保全と国民の安全・安心の確保や産業活動の発展を踏まえ、効率的・安定的な電力供給の確保等を図るため、中長期的なエネルギー政策のあり方について国民的議論を尽くした上で必要な措置を講じること。
- (2) 原子力発電所の稼働に係る判断に当たっては、新規制基準を厳格に適用することはもとより、周辺地域の意見を十分に尊重すること。

地震・津波等災害防災対策の充実強化に関する 重点提言

地震・津波等災害防災対策の充実強化を図るため、国は、特に次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 地震・津波対策の充実強化について

(1) 地域における地震・津波等災害防災対策を着実に推進するため、地震・津波被害を最小限とする「減災」の視点を取り入れた社会資本整備を国直轄で推進すること。

(2) 地震・津波等の災害に対する研究・観測体制の充実を図るとともに、発生が予測されている地震・津波の被害想定調査を早急に実施し、被害想定を各都市自治体に示すこと。

また、地域防災計画の見直し、防災拠点施設、ハザードマップの整備等、都市自治体における防災・減災対策に対して十分な財政措置を講じること。

(3) 津波避難タワーや道路法面を利用した津波一時避難場所の確保、避難路の整備、地域レベルでの津波避難計画の作成等、津波対策に対して財政措置を拡充すること。

(4) 「南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」による津波避難対策特別強化地域における防災対策を推進するため、津波避難対策緊急事業計画に基づく集団移転促進事業、住宅、医療機関及び福祉施設等の高台移転並びに高台開発に係る財政措置を拡充すること。

(5) 企業、住宅及び公共施設等の高台あるいは内陸移転について、土地利用の規制緩和を行うこと。

また、防災避難広場や津波避難タワー等の用地取得について、土地収用法による事業認定を受けずに譲渡所得の特別控除等の特例が適用される「特掲事業」とするよう租税特別措置法の適用を拡大すること。

(6) 防災拠点や避難所の耐震化を一層推進するため、庁舎、公民館等の公共施設及び地域コミュニティ施設の耐震診断、耐震改修、大規模改修に対し、財政措置を拡充すること。

また、甚大な被害をもたらす最大規模のレベル2の地震・津波の対応を基本とした公共施設整備のガイドラインを示すこと。

(7) 液状化の事前対策を推進するため、公共施設や街区等の大規模敷地だけではなく、民間建築物へ液状化対策の対象範囲を拡大すること。

また、液状化被害による地籍の混乱に対し、筆界の確定を円滑に行えるよう必要な措置を講じること。

2. 防災・減災対策の充実強化について

(1) 防災行政無線について、デジタル化に係る整備費及び維持管理費の財政措置を拡充するとともに、国や消防機関等の無線局と同様に電波利用料を全額免除すること。

また、住民等からの情報が入りにくい地域における災害を早期に発見し、周知することができる情報収集システムを整備すること。

(2) 自主防災組織の育成・活性化を図るための支援措置を講じること。

また、地区防災計画制度による地域の特性に応じた防災計画づくりが促進されるよう支援措置の充実を図ること。

(3) 火山防災対策については、火山灰や融雪型火山泥流等の更なる分析、避難など実際の運用、火山情報の共有化、関係機関の連携のあり方等の調査・研究を行い、防災対策に係る協議を継続すること。

また、火山噴火による被害を最小限とするため、監視・観測体制の充実強化を図るとともに、国及び都道府県が主導となった広域的な組織体制の構築や、実践的な防災対策、風評被害対策を講じること。

(4) 局地的な豪雨等の気象情報を、より詳細に予測・観測できるシステムの整備促進を図り、気象観測体制を充実強化すること。

また、特別警報の発表については、住民が適切な避難行動を行えるよう、県単位ではなく市町村単位で行うことや、発表時期について検討を加えること。

(5) 帰宅困難者対策について、事業者に対する支援措置及び都市自治体に対する財政措置の拡充を図るとともに、国が主体となって一時滞在施設及び災害時帰宅支援ステーションの整備並びに代替輸送手段の確保を行うこと。

また、一時滞在施設における事故等について、国が補償する姿勢を明確化すること。

さらに、帰宅支援において行政や事業者を含めた関係機関が連携を図れる体制を整備すること。

- (6) 大規模災害発生時には、行政機能の低下を最小限に抑え、地域防災計画に基づく応急対策や復旧・復興対策を実行するとともに行政サービスを早期に再開する必要があることから、業務継続体制の強化に係る支援措置を講じること。
- (7) 緊急防災・減災事業債について、永続的な実施を図るとともに、対象事業及び財政措置を拡充すること。
- (8) 地震等の発生により想定される甚大な被害に対し、適切な支援活動の展開が可能となるよう、基幹的広域防災拠点等の設置箇所を増加させ早急に整備すること。
- (9) 大規模地震発生時における火災の発生を抑制するため、感震ブレーカーの設置促進など、必要な措置を講じること。

3. 土砂災害対策の推進について

- (1) 土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域等の指定を早期に完了させるために必要な支援や都市自治体の実施する避難所等の防災体制の整備に必要な財政措置を講じるとともに、避難勧告の発令等に必要な情報伝達体制を整備すること。
また、土砂災害警戒区域等の住宅改修・移転等に対する支援制度を充実するとともに、移転に伴う開発行為の要件を緩和すること。
- (2) 急傾斜地崩壊対策事業等の着実な整備促進を図るなど、早期に防災対策を実施するとともに、事業採択要件の緩和など財政措置を充実すること。

4. 河川等における治水事業の推進について

- (1) 気候変動等で多発している大規模水害及び局地的大雨等による河川等の氾濫・洪水から住民生活を守るため、危機管理体制を充実強化するとともに、河川等の抜本的な治水安全度の向上に寄与する河川管理施設の整備や未整備区間の整備を促進すること。
また、河川管理施設の老朽化及び耐震化に伴う改修・更新等を推進するとともに、流下能力の向上等に必要な河川改修や内水対策など予防的な治水対策を講じること。

- (2) 都市自治体が管理する河川の改修、河川管理施設の整備及び内水等による浸水被害対策について、支援制度の拡充など必要な財政措置を講じること。
- (3) 民間施設への雨水貯留施設の設置を促進させるため、事業者に対する必要な支援策を講じること。

5. 発災時の支援対策の充実強化について

- (1) 大規模災害発生時における救援活動、復興支援等に対する総合的な対策を確立するとともに、国は地方との連携強化に努めること。
また、都市自治体を越えた広域避難を迅速かつ統一的に行うための体制を整備するとともに、避難路整備拡充等、避難に係る経費に対し財政措置を講じること。
- (2) 被災者の生活環境の向上のため、指定緊急避難場所及び指定避難所の整備、備蓄物資の確保、バリアフリー化等、機能強化に係る財政措置を拡充すること。
- (3) 被災自治体への支援活動を積極的に行えるよう都市自治体の主体的な被災地支援を災害救助法で明確に位置づけるとともに、支援活動に対し財政措置を講じること。
また、被災者生活再建支援法の適用については、「半壊・一部損壊」及び「床上浸水」等の世帯にも対象を拡大すること。
さらに、市町村単位で適用される災害救助法及び被災者生活再建支援法については、局地的な自然災害を含む同一災害により被災した全ての世帯が同様の支援を受けられるよう基準を緩和すること。
- (4) 罹災証明書の遅滞ない交付や被災者支援を総合的かつ効率的に実施するため、被災者支援システムの導入等に係る財政措置を講じること。
また、被災証明書の円滑な発行のために必要な措置を講じること。
- (5) 大規模地震に伴い必要となる市町村管理の公共基準点の改定に対し、財政措置を講じること。

6. 消防・救急体制の充実強化について

- (1) 消防救急無線のデジタル化、消防の広域化、消防庁舎の建替え、高機能消防指令センターの整備、消防車両及び救助活動用資機材の整備等、消防力強化に係る財政措置を拡充すること。
- (2) 「緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画」において、平成30年度までの登録目標数を6,000隊に増隊することとされた緊急消防援助隊については、地元での災害対応に支障が生じることのないよう、増隊に係る十分な財政措置を講じること。
- (3) 常備消防費及び救急業務費等を含む地方交付税の消防費の単位費用算定基礎は、現行「人口」であるが、面積、高齢化の状況、辺地・離島・山村等地域の抱える状況等を考慮し、実情をより反映した算定とすること。
- (4) 消防団活動への支援として、適切な報酬及び費用弁償の支給、消防団員の安全確保のための装備の充実、消防団器具置場の建替え等、機動力強化に関わる財政措置を講じるとともに、消防団協力事業所の増加に資する対策を講じること。
また、消防団員の処遇改善に係る交付税の算定に当たっては、消防団員数等を考慮して補正を行うなど、実態に即した額となるよう算定方法の改善を行うこと。
- (5) 消防法施行規則で定める火災信号のうち「近火信号」及び「出場信号」のサイレン音の吹鳴パターンと、予報警報標識規則で定める津波警報標識の「大津波警報」及び「津波警報」の吹鳴パターンが同一であることから、消防団員等が迅速な避難行動支援に着手できるよう、吹鳴パターンの重複解消に向けた見直しを行うこと。

地方創生の推進に関する重点提言

地方創生の推進を確実なものとするため、国は、次の事項について積極的かつ適切な措置を講じられたい。

1. 地方創生総合戦略の策定等

- (1) 地方版総合戦略の策定を円滑に進めるため、産業、経済、人口、社会インフラ等の分析に必要な情報提供の充実を図ること。
- (2) 地方創生の取組は、一地域の努力で解決できるものではなく、広域的かつ長期的な人口減少対策が必要であることから、国・都道府県・市町村等の相互連携の強化に係る支援の充実を図ること。
- (3) 施策の効果検証に当たっては、基準を全国一律とすることなく、地域の実情を十分に考慮すること。
- (4) 地方版総合戦略の策定にあたっては、被災自治体や小規模自治体などの実情を十分に考慮し、地方創生人材支援制度や地方創生コンシェルジュ制度の拡充など、地方自治体に対する切れ目ない支援を図ること。
- (5) 地方創生について、国民の関心を高める広報・啓発活動等を充実させること。特に、地方移住、企業の地方移転の効果等について、積極的な周知活動を展開すること。

2. 少子化対策

- (1) 子ども・子育て支援新制度の実施主体である都市自治体が地域のニーズに基づき総合的な子育て支援施策を展開することが可能となるよう、税制抜本改革以外の財源も含めて1兆円超の財源を確実に確保すること。
- (2) 少子化対策等の人口減少対策については、中長期的観点からの総合的な取組みが必要であることから、単年度ではなく継続的な支援を講じること。
また、未婚化・晩婚化・晩産化に対応するため、結婚・妊娠・出産・子育ての「切れ目ない支援」に取り組む都市自治体に対し、財政支援の充実を図ること。
- (3) 保育所待機児童の解消や耐震化を含む保育所施設整備等のため、地域の実態を十分に踏まえ、財政措置の拡充を図るなど、必要な措置を講じるこ

と。

- (4) 多様な保育サービスの提供や保育所の適正な運営を確保するため、子どものための教育・保育給付費負担金等について地域の実情に即した十分な財政措置を講じるとともに、児童福祉施設最低基準の適切な見直しを行うこと。

また、病児・病後児保育等を安定的に実施できるよう財政措置の拡充を図ること。

- (5) 児童扶養手当について、所得制限限度額を緩和し、一部支給停止措置を見直すとともに、十分な財政措置を講じること。

また、児童扶養手当と公的年金の併給調整について、手続きの簡素化を図ること。

- (6) 我が国の人口減少社会に対応するため、現在、ほとんどの自治体が実施している子どもの医療費助成制度等地方単独事業は、本来国が全国一律に行うべきものであることから、国の責任において制度化すること。

また、国民健康保険制度において、同事業を実施している市町村に対し療養給付費負担金及び普通調整交付金の減額措置を講じることが、地方にのみ責任を負わせる極めて不合理な措置であることから、同措置を廃止すること。

- (7) 妊婦健康診査の公費負担について、妊婦の健康管理の充実や経済的負担の軽減を図るため、十分な財政措置等を講じること。

- (8) 産科医・小児科医・外科医・麻酔科医等をはじめとする医師、看護師等の不足や地域間・診療科間等の医師偏在の実態を踏まえ、安心して質の高い医療サービスの安定的な提供を実効あるものとするとともに、医学部を新設して地域に根差した医師を養成するなど、地域を支える医師・看護師等の絶対数を確保するべく即効性のある施策及び十分な財政措置を早急に講じること。

また、病院勤務医及び看護師等の労働環境の改善を図るための支援策及び十分な財政措置を講じること。

- (9) 育児休業後の円滑な職場復帰等、女性医師等の医療従事者が継続して勤務できる環境を整備するなどの支援策を拡充すること。

- (10) 小児救急医療をはじめとする救急医療及び周産期医療の体制整備・運営等の充実強化を図るため、実効ある施策と十分な財政措置を講じること。

- (11) 女性特有のがんをはじめとするがん検診推進事業を継続するとともに、国の責任において、適切かつ十分な財政措置を講じること。
- (12) 不妊治療に係る経済的負担を軽減するため、特定不妊治療費助成事業における対象治療法の範囲等を拡大するとともに、一般不妊治療に対する助成についても検討し、必要な支援措置を講じること。
また、不育症について、治療方法確立のための研究体制等の充実を図るとともに、治療費等に対する必要な支援措置を講じること。
- (13) 婚姻歴のない非婚の母子家庭の母及び非婚の父子家庭の父に対しても寡婦（夫）控除を適用すること。
- (14) ひとり親家庭に対する医療費助成制度を創設すること。
- (15) ひとり親家庭に対する就業支援として、母子家庭の母等を雇用する事業主に対する支援の充実を図ること。
- (16) 高等職業訓練促進給付金等事業について、十分な財政措置を講じるとともに、制度の拡充を図ること。
- (17) スクールバス運行等による遠距離通学者に対する通学支援について、補助期間等の制限を緩和するなど、財政支援の拡充を図ること。

3. 東京圏一極集中の是正

- (1) 大規模災害の発生等の有事における国家機能の維持・強化を図る観点等から、多極分散型国土の形成を促進すること。
- (2) 政府関係機関の地方移転については、国が主体的に取り組み、早期に実施するとともに、都市自治体からの提案に対応するための相談窓口を設置すること。
- (3) 地方へのひとの流れを創り出すため、都市自治体が行う移住・定住支援施策に対し、十分な財政措置を講じるとともに、地方移住希望者の支援に必要な移住関連情報システム（全国移住ナビ）の充実を図ること。
また、地域活力の向上を目指し、地域おこし協力隊等の処遇改善を図るなど、U J I ターンの促進を図ること。
- (4) 企業の地方移転を促進し地域経済の活性化を図るため、税制特例措置などの支援策を拡充するとともに、財政措置を講じること。
また、国内産業の流出を防止するため、資金・人材の確保等実効性のある対策を講じること。

- (5) 勤務地限定正社員制度等の導入により地方採用枠を拡大する企業に対し、支援を充実させ、地方の雇用創出を図ること。
- (6) 地方の特色を生かした魅力のある大学の創出など、地方高等教育機関の活性化を図るとともに、地域の人材育成等に対し、その機能を十分発揮できるように、多様な支援策を講じること。
- (7) 生活関連社会資本等の整備を図るため、辺地及び過疎対策事業債については、公共施設の解体費用や上水道事業に統合後の簡易水道事業等も対象とするなど、市町村が幅広く利用できる制度とするとともに、所要額を確保すること。
- (8) 観光産業の振興や観光客による情報発信を移住に結びつけるため、移住・就労・生活支援等の整備を行い、地方への移住を促進すること。
- (9) 全国各地に観光立国による効果をもたらすため、クルーズ100万人時代の実現を目指し、クルーズ船の受入環境改善に資するハード・ソフト両面からの取組を推進すること。
- (10) 豊かな自然環境の保全と再生を図り、将来に向けて継承していくため、持続性のある施策と十分な財政措置を講じること。

4. 地域経済活性化

- (1) 地域経済の活性化を図るため、経済成長の更なる推進と経済の好循環を促進すること。

また、地域経済を支える中小企業・小規模事業者等の経営基盤強化に向けた支援策を拡充するとともに、都市自治体が独自に実施する地域経済の振興策について財政措置を講じること。
- (2) 企業の有する技術・能力や地域資源を活用した取組に対し、人的・財政的支援を含む支援策を講じること。
- (3) 技術継承や後継者育成などの課題を抱える伝統工芸品産業等については、将来にわたり事業を維持・発展させることができるよう、人材育成を含む総合的な支援策を講じること。

また、新たな地域経済の担い手を創出するため、女性や若者の起業に対し、支援策を拡充すること。
- (4) 地域の実態を踏まえた雇用創出を図るため、緊急雇用創出事業を継続・拡充するなど、雇用対策関連予算の充実を図ること。

(5) 若者等を取り巻く雇用情勢が依然として厳しいことを踏まえ、地域の実情に応じた雇用創出及び求職者支援等の雇用対策を充実するとともに、都市自治体を実施する雇用・就業対策について財政支援を講じること。

(6) 認定農業者や集落営農組織等の担い手を育成確保するための支援措置を充実すること。

また、青年就農給付金の対象要件を緩和するとともに、新規就農者の安定就農を図るための継続的な支援制度を構築すること。

(7) 持続可能な力強い農業を育てるため、農業の6次産業化を促進するための財政措置を充実すること。

(8) 耕作放棄地の解消や棚田の維持管理など、中山間地域に対する財政措置を充実すること。

また、過疎化や高齢化が進行している「水源の里」（いわゆる限界集落）をはじめとする農山村の振興・活性化を図るための諸施策の推進及び財政措置を充実すること。

(9) 畜産・酪農業を取り巻く環境が厳しいことに鑑み、乳製品向原料乳等の価格安定対策及び配合飼料価格安定対策など畜産・酪農経営安定対策を推進すること。

また、自給飼料基盤に立脚した畜産・酪農経営を行うため、国産飼料の生産・利用の推進など更なる経営安定対策を講じること。

(10) 森林整備のための担い手の確保、育成事業の一層の推進を図るとともに、必要な予算を確保すること。

(11) 新規漁業就業者の育成を強力に推進するとともに、担い手の確保・育成に必要な財政支援の一層の拡充を図ること。

(12) コンパクトシティの形成等、まちづくりや中心市街地の活性化に関する施策については、地域の実情に応じた適切な財政措置を講じるとともに、地域商業の活性化に資する取組に対し支援措置を講じること。

(13) 観光地としての国際競争力を高めるため、地域の特性を活かした魅力ある地域ブランドの創出に対する支援を拡充すること。

(14) 観光客の受入れに係る観光案内標識の設置及びバリアフリー化の推進など、都市自治体が行う観光振興施策に対する総合的な財政措置を講じること。

(15) 外国人観光客の誘致を促進するため、海外への情報発信を行うとともに、

外国人が安心・快適に旅行できるよう外国語表記の観光案内標識の設置をはじめとした環境整備を推進すること。

また、免税制度及びC I Q体制の拡充やビザ要件の緩和、国際線の受入れ強化など外国人観光客の受入れ体制を強化すること。

- (16) 再生可能エネルギー等については、支援制度の拡充など、導入促進に必要な施策を充実するとともに、必要な財政措置を講じること。

5. 安心安全な暮らし

- (1) 地域包括ケアシステムの構築に当たっては、国の責任において、当該システムの中核を担う医療・介護・予防・生活支援等における人材の確保・育成の推進を図ること。

- (2) 高齢者福祉計画及び介護保険事業計画に基づき、介護サービスが適切に提供できるよう、サービス基盤整備について、地域の実情を踏まえ、財政措置を含む必要な対策を講じること。

また、現場において、慢性的に介護従事者が不足している状況にかんがみ、都市自治体の意見を踏まえ、人材確保対策を確実に実施すること。

- (3) 各種医療費助成制度について、都市自治体の規模や財政状況等による格差を生じないように、国の責任において、国民が公平に医療給付を受けられるようにすること。

また、既に実施している各種医療助成について、十分な財政措置を講じること。

- (4) 今後新たに定期接種化されるワクチン及び既存の定期予防接種のワクチンに対し、十分な財政措置を講じること。

また、国民が等しく予防接種を受けることができるよう、制度の整備を図ること。

- (5) 公共施設の老朽化対策については、防災・安全交付金による集中的支援及び地方財政措置を講じるとともに、積極的に技術支援を行うこと。

また、公共施設の機能の集約化・複合化については、必要な財政措置等を講じるとともに、公共施設等総合管理計画の策定に当たっては、引き続き都市自治体に対する支援を行うこと。

- (6) 道路・橋梁等の老朽化対策については、防災・安全交付金による集中的支援及び地方財政措置を講じるとともに、積極的に技術支援を行うこと。

- (7) 住民の安全を守る観点等から、管理放棄された空き家等の解体・除去事業に対する財政措置を充実するとともに、都市自治体が行う空き家等の有効活用に資する施策に対して積極的に支援すること。
- (8) 地域住民の日常生活に必要な地域公共交通の確保及び機能を強化するとともに、持続可能な地域公共交通ネットワークを形成するため、支援策の対象要件を緩和するなど必要な財政措置を講じること。
- (9) 地域住民の生活に必要な不可欠であり、最も身近な交通機関である地方バス路線やコミュニティバス路線等が安定的に維持できるよう、地域公共交通確保維持改善事業の対象要件を緩和するなど支援体制を拡充するとともに、必要な財政措置を講じること。
- (10) 島しょ部の生活交通として欠かせない離島航路等を維持・確保するため、対象事業を拡充するなど施策を充実するとともに、積極的かつ恒久的な財政措置を講じること。
- (11) 鉄道駅等をはじめとする公共交通関係施設については、バリアフリー化を推進するため支援策を拡充すること。
- (12) L R Tをはじめとする新しい交通システムの導入に対する支援を充実強化すること。
- (13) 一般貸切旅客自動車運送事業の運賃・料金制度については、利用者負担の軽減等を図る観点から、スクールバスや高齢者・子どもなどを対象とした福祉事業における市内送迎バス等の運賃・料金制度を見直すこと。

6. 地方分権等の推進

- (1) 提案募集方式については、都市自治体等からの積極的な提案を真摯に受け止め、地方の発意を活かした分権型社会の実現に向けた改革を積極的に推進すること。

また、改革に伴う関連法令の整備や事務・権限の移譲等に当たっては、十分な時間的余裕の確保や情報提供など適切な措置を講じるとともに、事務を円滑に実施するために必要となる財源の確保と専門的な人材育成等の仕組みを構築すること。
- (2) 今後の地方分権改革においては、これまでの改革において実現に至らなかった権限移譲や義務付け・枠付けの見直し等について、住民自治を拡充する観点から検討を行い、これらを着実に実施していくこと。

7. 地方創生を実現する財源確保

- (1) 地域の実情に応じたきめ細かな施策が実施できるよう、平成 27 年度地方財政計画に計上された「まち・ひと・しごと創生事業費」の拡充を図ること。
- (2) 地方版総合戦略に盛り込まれた施策を具現化し、地方創生を成果あるものとするため、自治体間の連携や産学官等の多様な主体の参画促進など、地方創生を深化させる都市自治体の施策に活用可能な、対象分野、対象経費の制約を排除した自由度が高く継続的な新たな交付金を平成 28 年度当初予算において確実に創設すること。

真の分権型社会の実現による都市自治の確立等 に関する重点提言

都市自治体を重視した真の分権型社会を実現するため、国は、次の事項について積極的かつ適切な措置を講じられたい。

1. 地方自治に影響を及ぼす国の政策の企画・立案、実施に際しては、「国と地方の協議の場」において、国と地方が真に対等・協力のもとに十分協議し、地方からの意見を制度設計等に的確に反映すること。

また、国はあらかじめ十分な時間的余裕をもって提案を行うとともに、具体的な事項の協議に当たっては、国と地方とが真に実効ある協議を行うため、分科会や各府省と地方との協議等の積極的な活用を図るなど、多様な地方からの意見を反映できるようにすること。

2. 提案募集方式については、都市自治体等からの積極的な提案を真摯に受け止め、地方の発意を活かした分権型社会の実現に向けた改革を積極的に推進すること。

また、改革に伴う関連法令の整備や事務・権限の移譲等に当たっては、十分な時間的余裕の確保や情報提供など適切な措置を講じるとともに、事務を円滑に実施するために必要となる財源の確保と専門的な人材育成等の仕組みを構築すること。

3. 今後の地方分権改革においては、これまでの改革において実現に至らなかった権限移譲や義務付け・枠付けの見直し等について、住民自治を拡充する観点から検討を行い、これらを着実に実施していくこと。

4. 地方が担う事務と責任に見合う税財源配分を基本とし、当面、税源移譲による国・地方の税源配分「5：5」の実現を図ることにより、地方の財政自主権を拡充すること。

また、都市自治体が行う住民生活に直結した行政サービスの財政需要の急増と多様化に迅速かつ的確に対応できるよう、一般財源を充実確保する観点から、税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系を構築すること。

5. まちづくりを主体的に実施するうえで、土地に対する多重な規制が支障になっていることから、地域の実情に応じた土地利用を可能とするため、都市計画法や農地法をはじめとする土地利用関連法制の統一に向けた検討を早期に開始すること。

6. 都市自治体が地域の総合的な行政主体としての役割を果たすために、都市自治体に関する法令の規定を大枠化するなど、地方自治法を抜本的に改正し、都市自治体の組織・運営等に関する裁量権や条例制定権等の拡大を図ること。
また、新たな大都市制度の創設など、多様な大都市制度の実現を図ること。

7. 新たな制度創設や制度改正を行うに当たっては、事前に都市自治体と十分協議するとともに、速やかな情報提供等を行うほか、十分な準備期間を設けること。

また、人的体制整備のための支援策を講じるとともに、システム改修等の準備経費を含め、都市自治体に新たな負担が生じないようにすること。

社会保障・税番号制度の円滑導入のための地方自治体支援等に関する重点提言

社会保障・税番号制度の導入を円滑に進めるため、国は、次の事項について積極的かつ適切な措置を講じられたい。

1. 番号制度導入及び運用に係る経費については、番号カードの作成・交付やクラウドへの移行等も含め、原則として全額を国において適切に措置すること。

特に、システム導入及び改修に係る経費については、国の算定基準に基づく補助対象事業費を超える部分についても、地域の実態に即し確実に財政措置を講じること。

2. 番号制度の導入を円滑に進めることができるよう、早急な情報提供や都市自治体との十分な協議・調整等を行うとともに、国民への周知徹底等を図ること。

都市税財源の充実確保に関する重点提言

地方分権確立の基礎となる都市税財源の拡充に向けて、国は、次の事項の実現について積極的かつ適切な措置を講じられたい。

1. 真の分権型社会の確立に向けた地方税体系の構築

- (1) 地方が担う事務と責任に見合う税財源配分を基本とし、当面、税源移譲による国・地方の税源配分「5：5」の実現を図ることにより、地方の財政自主権を拡充すること。
- (2) 都市自治体が行う住民生活に直結した行政サービスの財政需要の急増と多様化に迅速かつ的確に対応できるよう、一般財源を充実確保する観点から、税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系を構築すること。

2. 法人実効税率の見直しに伴う代替財源の確保

国・地方を通じた法人関係税収は、都市自治体の行政サービスを支えるうえで重要な財源となっており、更に法人実効税率を引き下げるに当たっては、恒久減税による減収には恒久財源で補てんするなどにより、地方の財政運営に支障が生じることのないよう必要な税財源措置を講じること。

3. 地方法人課税の偏在是正に当たっての都市自治体の意見の反映

消費税率（国・地方）10%段階で法人住民税法人税割の交付税原資化を更に進めるに当たっては、企業誘致や地域の産業経済活性化のための様々な施策を通じて税源涵養を図っている都市自治体の努力が損なわれることのないよう十分配慮すること。

法人住民税法人税割の交付税原資化については、地方消費税率の引上げに伴う地方団体間の財政力格差を是正するために創設されたものであり、これを地方一般財源の不足に対する確保策としないこと。

4. 消費税の軽減税率制度導入に係る慎重な検討

持続的な社会保障制度を構築し、その安定財源を確保するため平成29年4月に消費税率（国・地方）を10%に改定することとなっているが、税率10%

時に導入するとされている軽減税率制度については、対象品目選定の公平性、困難性等様々な課題があることから慎重に検討すべきであり、実際に導入する際には、都市自治体の社会保障財源に影響を与えないよう確実に代替財源を確保すること。

5. 償却資産に対する固定資産税の現行制度の堅持

固定資産税は、市町村税収の大宗を占める重要な基幹税目であり、市町村の行政サービスを支えるうえで不可欠なものとなっていることから、引き続きその安定的確保を図ること。

とりわけ償却資産に対する課税については、国の経済対策等の観点から、制度の根幹を揺るがす見直しは断じて行うべきではなく、現行制度を堅持すること。

6. ゴルフ場利用税の現行制度の堅持

ゴルフ場利用税については、その税収の7割が交付金としてゴルフ場所在市町村に交付されており、市町村のゴルフ場関連の財政需要に対応するとともに、特に財源に乏しい中山間地域の当該市町村にとっては貴重な財源となっていることから、現行制度を堅持すること。

7. 車体課税の見直しに伴う安定的な代替財源の確保

自動車取得税については、消費税率（国・地方）10%時に廃止するとされているが、その税収の7割が交付されている市町村においては特に大きな減収となることから、都市財政運営に支障が生じることのないよう、確実に代替財源を確保すること。

また、自動車重量税についても、税収の4割が市町村に譲与されている現状を踏まえ、その見直しに当たっては、都市財政運営に支障が生じることのないよう、所要の財源を確保すること。

8. 地方の地球温暖化対策に関する財源の確保

地球温暖化対策のための石油石炭税の税率の特例による上乗せ分については、地球温暖化対策など環境施策において都市自治体の果たしている役割等を踏まえ、その一部を地方へ譲与すること。

9. 地方交付税総額の確保と法定率の引上げ

- (1) 地方創生への積極的な取組をはじめ、医療・介護等の社会保障、施設の老朽化や防災・減災対策を含めた社会資本整備、地域の人口動態や行政区域の拡大等に伴う新たな対応など、都市自治体の行政運営に必要な財政需要については、単独事業を含め的確に地方財政計画に反映させ、必要な地方交付税総額を確保し、地方交付税の持つ財源調整・財源保障の両機能を強化すること。
- (2) 恒常的な地方交付税の財源不足については、臨時財政対策債によることなく、地方交付税の法定率の引上げ等により対応するとともに、地方の固有財源である「地方交付税」を特会直入とする「地方共有税」に変更すること。

10. 地方創生の実現に向けた財源の充実

- (1) 地域の実情に応じたきめ細かな施策が実施できるよう、平成 27 年度地方財政計画に計上された「まち・ひと・しごと創生事業費」の拡充を図ること。
- (2) 地方版総合戦略に盛り込まれた施策を具現化し、地方創生を成果あるものとするため、自治体間の連携や産学官等の多様な主体の参画促進など、地方創生を深化させる都市自治体の施策に活用可能な、対象分野、対象経費の制約を排除した自由度が高く継続的な新たな交付金を平成 28 年度当初予算において確実に創設すること。

11. 財政健全化に向けた歳出改革

- (1) 現在、政府等において進められている歳出の見直しにおいては、支出規模の大きさから社会保障や地方財政について重点的に取り組むとしている。地方歳出の大半は法令等に義務付けられた経費であることを十分に勘案し、国の制度や法令の見直しを行わずに地方の歳出を見直すことは断じて行わないこと。
- (2) PPP/PFI 導入については、都市自治体の置かれている状況は多様であり、事業の規模や採算性がそれぞれ異なること、公共投資や公共施設等の性質からみて PPP/PFI に必ずしもなじまないものがあること等

を踏まえ、都市自治体の自主性に委ねること。

環太平洋パートナーシップ（ＴＰＰ） 協定交渉に関する重点提言

環太平洋パートナーシップ（ＴＰＰ）協定は、国民生活に大きな影響を及ぼすものであることから、国民に対し、交渉内容に関する徹底した情報開示と明確な説明を行い、国民的議論を尽くすとともに、国益を守り、我が国の繁栄につながるよう交渉を進めること。

また、ＴＰＰ協定により打撃を受けることが懸念される国内の農林水産業や地域経済に及ぼす影響を踏まえ、米、麦、牛肉・豚肉、乳製品、甘味資源作物等の重要品目を関税撤廃の対象から除外するとともに、食料安全保障の確保、食品の安全・安心の確保、国民皆保険制度の維持をはじめ、医療・社会福祉、政府調達等の各分野への懸念が現実のものとならないよう万全の体制で臨むこと。

併せて、農林水産業の競争力強化に向けた取組を着実に実行するとともに、今後の施策を早期に明らかにし、食料自給率の向上に資する農林水産関連施策の一層の充実及び持続可能な力強い農林水産業を確立すること。

介護保険制度に関する重点提言

介護保険制度の円滑な運営を図るため、国は、特に次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 財政運営について

介護保険財政の健全な運営のため、都市自治体の個々の実態を考慮しつつ、将来にわたって都市自治体の財政負担や被保険者の保険料負担が過重とならないよう、国費負担割合を引き上げること。

また、調整交付金は別枠化すること。

2. 低所得者対策等について

低所得者に対する介護保険料や利用料の軽減策については、国の責任において、財政措置を含め総合的かつ統一的な対策を講じるよう、抜本的な見直しを行うこと。

特に、社会保障・税一体改革による低所得者保険料の軽減強化のための1,400億円は確実に確保すること。

3. 平成27年度制度改正について

平成27年度制度改正に当たっては、特に次の事項について、適切な措置を講じること。

- (1) 地域包括ケアシステムの構築に当たっては、国の責任において、当該システムの中核を担う医療・介護・予防・生活支援等における人材の確保・育成の推進を図ること。

また、地域包括支援センターの円滑な運営を図るため、主任介護支援専門員等の必要な人員の確保・育成について、財政措置をはじめ十分な支援策を講じること。

- (2) 介護予防給付の地域支援事業への移行については、都市自治体の財政力や基盤整備の状況が異なる実情等を踏まえ、以下のとおり適切に配慮すること。

- ① 新しい総合事業を円滑に実施するため、都市自治体への財政支援等の充実を図るとともに、都市自治体の財政状況等により事業の実施に格差

が生じることのないよう、人材や受け皿の確保に係る広域調整に必要な財政措置を講じること。

また、生活支援サービス等を担うNPO等の参入促進のための財政支援を充実すること。

- ② 事業費の上限について、都市自治体において、地域の実情に応じ、サービスの質が担保された多様な事業の展開が求められていることを勘案し、更なる見直しを図り、都市自治体の取組みを支援すること。
- (3) 小規模型通所介護の地域密着型サービスへの移行及び居宅介護支援事業所の指定権限の都市自治体への移譲については、地域により介護基盤の態様が異なることや、新たな事務が発生することを踏まえ、財政措置を含めて十分な支援を講じること。
- (4) 制度改正内容について、都市自治体との連携のもと、国民や事業者への周知徹底を図るとともに、都市自治体の事務負担や財政に対する支援措置を講じること。

4. 介護報酬等について

平成27年度介護報酬改定の影響について、適切な検証を行い、質の高い介護サービスを継続して確保するため、必要な措置を講じること。

また、次期介護報酬の改定に当たっては、保険料の水準に留意しつつ、報酬体系を簡素化するとともに、適切な人材の確保や介護従事者全体の処遇改善、サービスの質の向上などを図るため、都市自治体の意見を十分踏まえ、地域やサービスの実態に即した報酬単価とするなど、適切な報酬の評価・設定を行うこと。

国民健康保険制度等に関する重点提言

国民健康保険制度及び後期高齢者医療制度の健全な運営を図るため、国は、特に次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 医療保険制度改革について

(1) 厳しい財政運営を強いられている国保について、財政支援制度の拡充により財政基盤を強化するため、消費税引上げによる保険者への財政支援の拡充 1,700 億円とあわせ、平成 29 年度からの後期高齢者支援金への全面総報酬割導入による更なる国費 1,700 億円の投入を確実に継続して実施すること。

(2) 新たな制度の詳細について、国保基盤強化協議会等において引き続き十分協議し、都市自治体の意見を反映すること。

特に、都道府県と市町村の役割分担、国保事業費納付金の算定方法、市町村の事務の効率化等については、都市自治体の意見を十分尊重すること。

(3) 今後も医療費の増加が見込まれることから、国による財政支援を拡充し、更なる国保財政基盤の強化を図ること。

また、将来にわたり安定的で持続可能な制度とするため、すべての国民を対象とする医療保険制度の一本化に向け、抜本改革を実施すること。

(4) 新たな制度の施行に際しては、被保険者や現場に混乱を招かないよう、国による周知、施行に向けた工程の提示、早期の政令改正、十分な準備・広報期間の設定、速やかな情報提供を行うこと。

(5) 医療保険制度改革に伴い、市町村の負担増は決して招かないよう、国の責任において万全の対策を講じること。

特に、新たな制度の発足に伴って発生・波及するシステム経費等については、超過負担を招かないよう必要な額を確実に確保すること。

また、新たなシステム設計については、新制度が円滑に運用できるよう、都市自治体の意見を十分に踏まえ、国の責任において構築するとともに、十分な準備・検証期間を確保すること。

2. 国民健康保険制度について

(1) 新制度に移行するまでの間、国保の安定的かつ持続的運営ができるよう、都道府県と市町村の適切な役割分担のもと国保の広域化を推進するとともに、国庫負担割合の引上げなど国保財政基盤の拡充・強化を図り、国の責任と負担において、実効ある措置を講じること。

特に、低所得者層に対する負担軽減策を拡充・強化するとともに、低所得者を多く抱える保険者への支援を強化すること。

(2) 我が国の人口減少社会に対応するため、現在、ほとんどの自治体を実施している子どもの医療費助成制度等地方単独事業は、本来国が全国一律に行うべきものである。それにもかかわらず、同事業を実施している市町村に対し療養給付費負担金及び普通調整交付金の減額措置を講じることが、地方にのみ責任を負わせる極めて不合理な措置であることから、同措置を廃止すること。

3. 後期高齢者医療制度について

後期高齢者医療制度の円滑な運営を図るため、保険料の上昇を抑制する措置を引き続き継続するとともに、国の責任において十分な財政措置を講じること。

地域医療・福祉施策に関する重点提言

地域医療・福祉施策の充実強化を図るため、国は、特に次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 医師・看護師等の確保対策及び地域医療の充実について

- (1) 産科医・小児科医・外科医・麻酔科医等をはじめとする医師、看護師等の不足や地域間・診療科間等の医師偏在の実態を踏まえ、安心して質の高い医療サービスの安定的な提供を実効あるものとするとともに、医学部を新設して地域に根差した医師を養成するなど、地域を支える医師・看護師等の絶対数を確保するべく即効性のある施策及び十分な財政措置を早急に講じること。

また、病院勤務医及び看護師等の労働環境の改善を図るための支援策及び十分な財政措置を講じること。

- (2) 医師に一定期間、地域医療従事を義務付けるなど、医師を地方に派遣する仕組みについて検討すること。
- (3) 自治体病院をはじめ地域の中核病院について、地域の実態に応じた医療の確保や経営基盤の安定化を図るため、十分な財政措置等を講じること。

また、小児救急医療をはじめとする救急医療及び周産期医療の体制整備・運営等の充実強化を図るため、実効ある施策と十分な財政措置を講じること。

- (4) 女性特有のがんをはじめとするがん検診推進事業を継続するとともに、国の責任において、適切かつ十分な財政措置を講じること。
- (5) 今後新たに定期接種化されるワクチン及び既存の定期予防接種のワクチンに対し、十分な財政措置を講じること。

また、国民が等しく予防接種を受けることができるよう、制度の整備を図ること。

2. 少子化対策の充実について

- (1) 子ども・子育て支援新制度の実施主体である都市自治体が地域のニーズに基づき総合的な子育て支援施策を展開することが可能となるよう、税制

抜本改革以外の財源も含めて1兆円超の財源を確実に確保すること。

また、新制度について適切な情報提供を行うとともに、引き続き都市自治体と丁寧に協議を行い、その意見を的確に反映して制度の充実・改善を図ること。

(2) 新制度への移行を引き続き促進し、教育・保育の場を計画的に整備できるように、施設整備費や運営費について十分な財政措置を講じるとともに、移行に伴う都市自治体及び事業者の事務負担の軽減を図ること。

(3) 利用者負担について、地域の実態を十分に踏まえ、適切に設定すること。

特に、多子世帯の保護者負担の軽減を図るため、一層の支援措置を講じること。

(4) 保育所待機児童の解消や耐震化を含む保育所施設整備等のため、地域の実態を十分に踏まえ、財政措置の拡充を図るなど、必要な措置を講じること。

(5) 多様な保育サービスの提供や保育所の適正な運営を確保するため、子どものための教育・保育給付費負担金等について地域の実情に即した十分な財政措置を講じるとともに、児童福祉施設最低基準の適切な見直しを行うこと。

また、病児・病後児保育等を安定的に実施できるよう財政措置の拡充を図ること。

(6) すべての自治体が単独事業として実施している子どもの医療費助成制度は、我が国の人口減少社会への対策として本来国が行うべきものであることを踏まえ、国の責任において制度化すること。

3. 障害者施策の充実について

(1) 障害者総合支援法に基づく制度の見直しの検討に当たっては、障害者の生活が保障された安定的な制度となるよう、関係者や都市自治体の意見を十分に反映すること。

また、制度を改正する際には、都市自治体、利用者及び事業者等が円滑に移行できるよう、制度設計の速やかな情報提供等に十分配慮するとともに、システム改修費等の諸費用について十分な財政措置を講じること。

(2) 障害者の自立と社会参加に向けた施策の充実を図るため、自立支援給付、地域生活支援事業、障害児通所支援事業、相談支援事業等について、都市

自治体の超過負担が生じないよう、地域の実態を踏まえ、十分な財政措置を講じるとともに、障害特性等を考慮した障害福祉サービスや相談支援体制の充実・見直し等を図ること。

- (3) 事業者の参入を促すとともに、安定的な事業運営及びサービス提供が可能となるよう、サービスの利用実態等を十分踏まえ、報酬単価の見直しや財政措置の拡充を含め、必要な措置を講じること。

生活保護制度等に関する重点提言

生活保護制度等の充実強化を図るため、国は、特に次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 生活保護制度については、受給者が増加し続けている都市自治体の危機的状況に対処し、必要な人には確実に保護を実施するという基本的な考え方を維持しつつ、今後とも制度が国民の信頼に応えることができるよう、就労による自立の促進、不正・不適正受給対策の強化、医療扶助の適正化等を円滑に実施するため、所要の措置を講じること。

また、最後のセーフティネットとして持続可能な制度とするため、今後も都市自治体と協議し、その意見を制度に反映すること。

2. 生活困窮者自立支援制度については、生活保護に至る前のセーフティネットとして真に実効ある制度とするため、国の責任において、事業実施に必要な人材の育成や法人・民間団体等の参入を促進するための更なる措置と併せ、制度の運営や事業の適正かつ円滑な実施に必要な情報提供等の支援措置と十分な財政支援措置を講じること。

また、持続可能な制度とするため、国と地方の協議を継続するなど、地方の意見を制度に反映させること。

3. 生活保護に係る財源負担については、生活保護が憲法に基づき、国が保障するナショナルミニマムに関わる事項であることから、本来全額国庫負担とすべきであること。

なお、それまでの間、受給世帯増加による都市自治体の負担増に対し、十分な財政措置を講じること。

4. 高校生等奨学給付金制度等の充実を図るなど、就学支援による子どもの貧困対策を推進すること。

廃棄物・リサイクル対策に関する重点提言

廃棄物・リサイクル対策の充実強化を図るため、国は、特に次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 廃棄物処理施設の整備等について

ダイオキシン対策等を施した廃棄物焼却施設が老朽化するなど、多くの地域で耐用年数を大幅に超える廃棄物処理施設が多数あり、適切なタイミングで更新・改良を進める必要があることを踏まえ、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

(1) 循環型社会形成推進交付金について、都市自治体に対し交付申請額が満額交付されるよう、所要額を確実に確保すること。

また、廃棄物処理施設の整備をはじめ基幹的改良や修繕等に係る支援措置を更に拡充させること。

(2) 廃棄物処理施設の解体撤去工事費について、解体のみの場合や跡地が廃棄物処理施設以外に利用される場合等も循環型社会形成推進交付金の交付対象とするなど、財政措置の拡充を図ること。

2. 家電リサイクル制度について

(1) リサイクル費用については、製品購入時に支払う「前払い方式」に改めること。

また、対象品目の更なる拡大を図ること。

(2) 不法投棄された廃家電製品の収集運搬費用、リサイクル費用については、拡大生産者責任の原則に基づき、事業者が負担する仕組みとすること。

3. 容器包装リサイクル制度について

拡大生産者責任の原則に基づき、事業者責任の強化・明確化を図るとともに、都市自治体と事業者等との役割分担及び費用負担を適切に見直すこと。

特に、都市自治体の収集運搬、選別保管に係る費用負担を軽減すること。

義務教育施策等に関する重点提言

義務教育施策等の充実を図るため、国は、特に次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 公立学校施設に係る耐震補強事業等に対する財政措置の強化

(1) 公立学校施設等の耐震化事業を計画的に推進できるよう、必要な財源を確保するとともに財政措置の拡充を図ること。また、各自治体の実情を考慮し、耐震化に係る補助率嵩上げ措置を継続すること。

特に、補助単価等について、地域の実態に即した見直しを行うこと。

(2) 公立学校施設について、都市自治体が新增築・老朽化対策等を計画的に推進できるよう、所要の予算を確保するとともに、財政措置の拡充を図ること。

また、補助単価等について、地域の実態に即した見直しを行うこと。

2. 分権型教育の推進について

(1) 公立小中学校教職員の人事権について、広域的な人事交流の仕組みを構築するとともに、中核市をはじめとする都市自治体に所要の税財源措置と併せて人事権を移譲すること。

(2) 都市自治体が地域のニーズに応じた独自の教育施策を展開することができるよう、学級編制権及び教職員定数決定権等を所要の税財源措置と併せて都市自治体に移譲すること。

3. 地域に応じたきめ細やかな指導が行えるよう、法改正等により学級編制及び教職員定数の標準を見直すとともに、所要の税財源措置を講じること。

特に、少人数学級については、後退することなく、引き続きその推進を図ること。

4. 普通学級に在籍する障害児や、LD（学習障害）、ADHD（注意欠陥・多動性障害）等の児童生徒に対する教員、特別支援教育支援員等の適正配置や施設整備等について、十分な財政措置を講じるなど、特別支援教育の充実を

図ること。

5. 幼稚園就園奨励費について、超過負担が生じないよう十分な財政措置を講じるとともに、保護者負担の軽減を図るため所得制限を緩和するなど、一層の支援措置を講じること。

また、現在、国において検討中の幼児教育無償化を実施するに当たっては、都市自治体の負担増とならないよう、全額国庫負担とすること。

公共事業の充実に関する重点提言

公共事業を円滑に推進するため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 災害に強い都市基盤の構築、地域経済の活性化を図るため、都市基盤の計画的かつ着実な整備に必要な公共事業予算を十分確保するとともに、事業の迅速かつ円滑な実施に資する人材確保を含めた施工確保対策を講じること。

2. 社会資本整備総合交付金及び防災・安全交付金については、十分な予算を確保するとともに、地方の社会資本整備や災害対策が計画的に進捗するように適切に配分すること。

また、両交付金制度の運用に当たっては、採択基準の要件緩和、事務の簡素化など都市自治体が活用しやすい仕組みにすること。

3. 公共施設の老朽化対策については、防災・安全交付金による集中的支援及び地方財政措置を講じるとともに、積極的に技術支援を行うこと。

また、公共施設の機能の集約化・複合化については、必要な財政措置等を講じるとともに、公共施設等総合管理計画の策定に当たっては、引き続き都市自治体に対する支援を行うこと。

4. 下水道事業の計画的な普及拡大及び整備促進を図るとともに、施設の老朽化及び耐震化に伴う改修・更新等に対し、十分な財政措置等を講じること。

道路整備財源の確保等に関する重点提言

都市生活を支える重要な基盤施設である道路の整備を促進するため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 地方が真に必要とする道路整備を計画的に実施できるよう、地方の意見を踏まえ、必要な財源を確保すること。

併せて、道路整備事業に係る社会資本整備総合交付金及び防災・安全交付金については、適切な財政措置を講じること。

2. 高速自動車国道、一般国道及び地方道等におけるミッシングリンクを解消し、有機的なネットワークを形成するとともに、その整備に当たっては、大規模災害時における代替性の確保や広域的な医療サービスの提供等、地方の実情を十分勘案し、必要な財源を確保した上で早期完成を図ること。

3. 道路・橋梁等の老朽化対策

(1) 道路・橋梁等の老朽化対策については、防災・安全交付金による集中的支援及び地方財政措置を講じるとともに、積極的に技術支援を行うこと。

(2) 維持修繕に関する省令・告示の規定に基づく道路の維持修繕については、十分な財政措置を講じること。特に、点検等に係る費用については、幅広く地方財政措置を講じること。

さらに、技術的支援等により都市自治体の負担を軽減すること。

運輸・交通施策の推進に関する重点提言

運輸・交通施策の更なる推進、地域生活交通の維持及び地域の振興を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 地域公共交通に対する総合的支援

- (1) 地域住民の日常生活に必要不可欠な地域公共交通の確保及び機能を強化するとともに、持続可能な地域公共交通ネットワークを形成するため、支援策の対象要件を緩和するなど必要な財政措置を講じること。
- (2) 鉄道駅等をはじめとする公共交通関係施設については、バリアフリー化を推進するため支援策を拡充すること。
- (3) 地域鉄道の存続と安全性の向上を図るため、経営の健全化及び安全対策等について、支援制度を拡充するとともに、必要な財政措置を講じること。
また、第三セクターによる地域鉄道を安定的に維持するため、インフラの老朽化対策及び運行費を含め財政措置を充実すること。
- (4) 地域住民の生活に必要不可欠であり、最も身近な交通機関である地方バス路線やコミュニティバス路線等が安定的に維持できるよう、地域公共交通確保維持改善事業の対象要件を緩和するなど支援体制を拡充するとともに、必要な財政措置を講じること。
- (5) 島しょ部の生活交通として欠かせない離島航路等を維持・確保するため、対象事業を拡充するなど施策を充実するとともに、積極的かつ恒久的な財政措置を講じること。
- (6) 一般貸切旅客自動車運送事業の運賃・料金制度については、利用者負担の軽減等を図る観点から、スクールバスや高齢者・子どもなどを対象とした福祉事業における市内送迎バス等の運賃・料金制度を見直すこと。
また、都市自治体が負担するスクールバスの運行経費について、財政措置を充実すること。

2. 都市鉄道の路線延長、利便性の向上及び関連施設整備促進に必要な財政措置を講じるとともに、都市鉄道利便増進事業における補助制度を拡充すること。

3. 整備新幹線の早期開業等

(1) 整備新幹線の利便性の向上を図るとともに、建設財源を安定的に確保し、早期全線開業を目指すこと。

また、基本計画に定めている未整備区間の事業化実現に向けて取り組むこと。

(2) 沿線自治体の負担が軽減されるよう、新駅周辺地域の整備に対する財政措置を講じること。

また、新駅設置及び二次交通の充実等に対する適切な支援措置を講じること。

4. リニア中央新幹線開業に向けて、中間駅の周辺整備やアクセス道路の整備等が円滑に推進できるよう財政措置を講じること。

5. 整備新幹線の並行在来線については、安定的な経営維持、利用者増加及び利便性向上のため、財政措置を充実すること。

6. 港湾・海岸整備事業の推進

(1) 港湾整備事業及び海岸整備事業を促進するため、必要な予算を確保するとともに、国土強靱化の取組を推進すること。

(2) 国際コンテナ戦略港湾のハブ機能強化のため、港湾背後への産業集積による創貨、コスト低減・利便性向上などによる競争力強化を推進するとともに、国際フィーダー輸送を担う地方の港湾の機能強化を図ること。

(3) 全国各地に観光立国による効果をもたらすため、クルーズ100万人時代の実現を目指し、クルーズ船の受入環境改善に資するハード・ソフト両面からの取組を推進すること。

農林水産施策の推進に関する重点提言

農林水産業の持続的発展と長期的な安定を図るため、国は、地域の実情を勘案しつつ、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 新たな農業政策の推進

(1) 経営所得安定対策については、真に農業者の経営安定に資する制度とするため、地域の特性や実情を反映し、農業者及び都市自治体の意見を十分に尊重するとともに、充実強化すること。

(2) 新たな米政策を進めるに当たっては、きめ細かい説明と十分な経過措置を講じ、米の価格安定を図ること。特に、平成26年産の大幅な米価下落は生産現場に甚大な影響を及ぼしており、生産者が継続的かつ安定的に農業経営に取り組めるよう総合的な支援措置を講じること。

また、非主食用米の生産拡大に対する支援措置を充実強化すること。

(3) 日本型直接支払制度については、都市自治体及び農家等の負担を軽減し、地域の実情に応じた取組を推進できるよう更なる充実強化を図ること。

2. 認定農業者や集落営農組織等の担い手を育成確保するための支援措置を充実すること。

また、青年就農給付金の対象要件を緩和するとともに、新規就農者の安定就農を図るための継続的な支援制度を構築すること。

3. 農業農村整備事業の推進

(1) 農業生産基盤及び農村生活環境等の整備や保全管理を計画的かつ円滑に推進するため、農業農村整備に係る諸施策を充実強化すること。特に、農道やため池等の農業水利施設の老朽化に伴う点検・修繕については十分な財政措置を講じること。

(2) 頻発する災害に対する備えを強化し、安全で快適な農村をつくるため、農地と農業用施設の防災・減災対策を充実強化し、一層の財政措置を講じること。

4. 耕作放棄地の解消や棚田の維持管理など、中山間地域に対する財政措置を充実すること。

また、過疎化や高齢化が進行している「水源の里」（いわゆる限界集落）をはじめとする農山村の振興・活性化を図るための諸施策の推進及び財政措置を充実すること。

5. 地域の実情を踏まえた農地の有効利用

(1) 今般の農地制度改革において、農地転用許可権限を移譲することとされた「指定市町村」については、その指定要件を早期に明示するとともに、最終的には、移譲を求める全ての都市自治体を対象とすること。

(2) 農業振興地域の指定・変更については、地域の実情を踏まえた弾力的な運用ができるよう、改革を推進すること。

(3) 農地中間管理機構については、積極的に農地の借り入れを行うなど、都市自治体にとって実効性のある運用が図られるよう事業の改善を行うとともに、財政措置を充実すること。

6. 鳥獣被害防止対策の充実強化

(1) 鳥獣被害の深刻化・広域化に対応するため、国が主体となり、新たな研究や技術開発の推進等、被害の防止について抜本的な取組みを行い、鳥獣被害防止総合対策の更なる充実強化を図るとともに、財政措置を充実すること。

(2) 猟銃の所持許可手続に係る狩猟者の負担軽減等、捕獲の担い手を確保するために必要な措置を講じるとともに、捕獲従事者の技術向上のため射撃場を確保すること。

また、無線機によるGPS位置情報管理システムを構築するなどの捕獲従事者の安全対策を講じること。

7. 畜産・酪農業を取り巻く環境が厳しいことに鑑み、乳製品向原料乳等の価格安定対策及び配合飼料価格安定対策など畜産・酪農経営安定対策を推進すること。

また、自給飼料基盤に立脚した畜産・酪農経営を行うため、国産飼料の生産・利用の推進など更なる経営安定対策を講じること。

8. 森林整備の推進

- (1) 国土保全、水源涵養、地球温暖化防止、景観形成など森林が持つ多面的機能を継続的かつ安定的に維持・発揮するために必要な財政措置を講じること。
- (2) 森林整備のための担い手の確保、育成事業の一層の推進を図るとともに、必要な予算を確保すること。
- (3) 「水循環基本計画」の策定において、水源の保全強化、外国資本等による森林買収・大規模伐採について、適正な規制が図られるよう推進すること。

9. 水産振興対策の充実強化

- (1) 水産業の再生を図るため、地域の実情に応じた水産業の経営安定・体質強化対策、水産物の加工・流通・消費対策、漁港の多面的利用の促進及び水産資源の回復・管理対策を一層強化すること。
また、漁港施設の老朽化対策及び防災・減災対策をはじめとする水産基盤整備を充実強化するとともに、十分な予算を確保すること。
- (2) 新規漁業就業者の育成を強力に推進するとともに、担い手の確保・育成に必要な財政支援の一層の拡充を図ること。

地域経済の活性化に関する重点提言

活力ある地域を形成し、地域経済の活性化等を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 地域経済の活性化を図るため、経済成長の更なる推進と経済の好循環を促進すること。

また、地域経済を支える中小企業・小規模事業者等の経営基盤強化に向けた支援策を拡充するとともに、都市自治体が独自に実施する地域経済の振興策について財政措置を講じること。

2. 企業の地方移転を促進し地域経済の活性化を図るため、税制特例措置などの支援策を拡充するとともに、財政措置を講じること。

また、国内産業の流出を防止するため、資金・人材の確保等実効性のある対策を講じること。

3. 観光振興施策に対する支援強化

(1) 観光地としての国際競争力を高めるため、地域の特性を活かした魅力ある地域ブランドの創出に対する支援を拡充すること。

(2) 観光客の受入れに係る観光案内標識の設置及びバリアフリー化の推進など、都市自治体が行う観光振興施策に対する総合的な財政措置を講じること。

(3) 外国人観光客の誘致を促進するため、海外への情報発信を行うとともに、外国人が安心・快適に旅行できるよう外国語表記の観光案内標識の設置をはじめとした環境整備を推進すること。

また、免税制度及びC I Q体制の拡充やビザ要件の緩和、国際線の受入れ強化など外国人観光客の受入れ体制を強化すること。

4. エネルギー施策の促進

(1) 再生可能エネルギー等については、支援制度の拡充など、導入促進に必要な施策を充実するとともに、必要な財政措置を講じること。

- (2) 災害時においてもエネルギーを安定供給するため、必要な体制を整備するとともに、都市自治体が取組む安定的な燃料供給体制の構築に対し、財政措置を講じること。